

## 中世の瀬戸内の海に生きる人々の暮らし

— 佐伯区に伝わる「あまんじやく伝説」の時代背景を探る —

秋山伸隆

### はじめに

#### ■ 「あまんじやく」伝説とは

- 2021年7月1日の「区報さえき」には、「あまんじやく伝説」は次のように紹介されています。
- 昔、湯蓋道空（ゆぶた どうくう）という村人から尊敬される漁師がいました。しかし、その息子・道裕（どうゆう）は、いつも親の言うことと反対の行動をする大変な変わり者で、村人に「あまんじやく」とあだ名を付けられました。道空は死の間際、家の近くの海老山に墓を建ててもらえるよう、息子の性格を考えて、「わしの墓はあの海の上の津久根島に建ててほしい」と言い残しました。ところが道裕は、親の遺言だけには逆らうまいと、津久根島で道空を手厚く葬り、墓まで建ててしまいました。道裕は最後まで、親の思いに沿うことができなかつたのです。（「五日市町誌」（下巻）より）

#### ■ 「あまんじやく」伝説の特徴

- 「伝説」とは、「神話・口碑などの「かたりごと」を中心にもつところの古くから伝え来った口承文芸。行為伝承などをも含めて民間伝承の語もある。」（『広辞苑』第1版 第6刷、岩波書店、1959年）と説明されています。「伝説」の類義語としては、「神話」「口碑」「民間伝承」の他に「昔話」「民話」「説話」などもあります。民俗学などにおける学問的な定義は別として、共通していることは「言い伝え」であること、口頭で伝えられてきたものであることです。
- ただし、上に紹介した「あまんじやく」伝説は、江戸時代初めから多くの文献資料に記録されています。
- また昔話は「むかしむかし、あるところにおじいさんとおばあさんが住んでいました…」のように、具体的な人名や地名は明示されないことが多いのですが、「あまんじやく」伝説は湯蓋道空という人名や海老山や津久根島という地名が示され、江戸時代に再建されたものではあります、道空の墓と伝えられるものが実在し、湯蓋家のご子孫もいらっしゃいます。

#### ■ 本日の講演の内容

- 本日の講演では、江戸時代の地誌類に記された「あまんじやく」伝説の内容とその変遷を確認しながら、このような伝説が生まれた時代背景を中世の瀬戸内の海に生きる人々の暮らしとのかかわりにおいて考えます。
- もう一つ気になることは、いわゆる「あまんじやく」伝説は、「道空・長者伝説」と「道裕・あまんじやく伝説」が合体したものではないか？と思えることです。このような見方が成り立つかどうかについても考えてみたいと思います。

### 1 近世の地誌類に見える「湯蓋道空」

#### ■ 近世の地誌類と「湯蓋道空」

- 広島藩では、寛文3年（1663）の『芸備国郡志』を皮切りとして様々な地誌類が編纂された。地誌類の概要は、『広島県の地名』（日本歴史地名大系35、平凡社、1982年）の巻末に「地誌類の系譜」として紹介されている。
- 次に、地誌類の中に収録された湯蓋道空が登場する伝説の内容を年代順に紹介する。引用にあたっては、読みやすさを考慮して、読点（）、句点（。）、送り仮名を補い、仮名に濁点を施し

た。また、カタカナで表記されている助詞「ハ」「ニ」「ヲ」などを平仮名に改めた。原文に付されたルビは〈〉内に記し、引用者が付したルビは（）内に記した。典拠とした資料の原文は、別添の資料を参照されたい。

#### 【1】『芸備国郡志』2巻1冊 寛文3年（1663）

『宮島町史 地誌紀行編』（71～72頁）

津久祢（つくね）嶋の石碑 宮島の海表に在り。伝え云う、古え佐西郡の海浜に一旦温泉湧出する。此の処を号して湯蓋と称す。此の近隣に豪農有り。道空と名づく。今の宮島客人の宮、昔年頽廃す。雨漏り露湿す。道空資を捨て以て之を改善す。死後宮島の人、石碑を建て之を祭ると云々。道空没して後、温泉も亦た枯渇す。

- 『芸備国郡志』は広島藩における最初の漢文体の地誌である。黒川道裕が藩命により江戸で編纂した。「陵墓門」のなかに「津久根嶋の石碑」の項があり、湯蓋道空について触れている。
- 『芸備国郡志』によれば、佐西郡の海浜に温泉が湧き出て、ここを湯蓋と呼んだ。その近くに道空という「豪農」が住んでいたとされている。
- 道空は、厳島神社の「客人の宮」（廻廊入口から入ってすぐの客（まろうど）神社のこと）が荒廃し、雨漏りしていたので、資財を寄付して屋根を葺き替えた。道空の死後、「宮島の人」が津久根島に「石碑」を建て、道空を祭った。道空が亡くなった後、温泉は枯渇したとされている。
- ここでは、道空は「豪農」＝富裕な農民とされており、漁民ではない。また、津久根島の「石碑」は「宮島の人」が建てたとされており、息子が建てた墓とはされていない。つまり『芸備国郡志』には「道空・長者伝説」は記されているが、「道裕・あまんじやく伝説」は記されていないということである。

#### 【2】『嚴島道芝記』7巻8冊 元禄15年（1702）

『宮島町史 地誌紀行編』（161頁）

塩屋太明神

御社 挙殿 社人

佐伯郡五日市、塩浜に勅請なり。後の山を海老山（かいろうさん）といふ。御祭礼九月十八日也。相殿に湯蓋道空夫婦（ゆぶただうくうふうふ）を祭れり。道空といへるは、いにしへ此海老山の麓に夫婦すみて、其身まづし。漁（すなとり）を業（わざ）なして世をいとなみけるに、嚴島太明神を崇敬し奉り、身をつゝしみ、造次（さうし）にも顛沛（てんぱい）にも念せらずと云事なし。毎日御前調進（てうしん）の魚を捧ぐ。其誠の至れるや、或時彼嶋の沖に、蓬萊（ほうらい）浮て道空が船、金の砂（いさご）の中をゆく。あやしみ思ひて彼砂を船に汲入しより、富貴に成、この所の長たりしとかや。屋（いえ）の傍（かたはら）に温湯（おんとう）湧（わき）出しそり湯蓋（ゆぶた）の名あり。いつの比や客人宮、破壊せしを、此道空一世の金銀（たから）を以て、修造しけるとなん。幾年か霜重（かさな）りて後、其家も続かず成にければ、温泉も絶ぬとこそ。住居の趾とて今に大き成る礎（いしづへ）石あり。一とせ此塩屋太明神造営せし時、彼夫婦の像（さう）を山上の木の間より守（もり）出し、里人ども唯此所の地主と云て、明神の相殿とし、其名かくともしらざりしに、いつともなく其人の像なりと世人皆知りける也。時移り時至りて、今相殿にせし事は、唯里人のちからにてはあらずこそおぼゆれ。

※ 造次顛沛（ぞうじてんぱい）=いそがしい場合とつまづきたおれる場合と。転じて、暫時の間、わずかのま。

※ 蓬萊山（ほうらいさん）=中国の仮想上の山。東海中にあって仙人が住み、不老不死の地と考えられる霊山。

- 『嚴島道芝記』は小島常也が著した嚴島に関する詳細な案内記である。巻二「塩屋太明神」の

項で湯蓋道空と厳島神社との関係について触れている。五日市の塩屋大明神の「相殿」（同じ社殿に二柱以上の神を合祀すること）として湯蓋道空夫婦が登場する。

- 海老山の麓に住む夫婦は貧しく、漁業を営んでいた。厳島大明神を崇敬し、毎日神前に魚を捧げていたが、あるとき厳島の沖（宮島の北端の聖崎に蓬萊岩がある）で海面に浮かぶ金の砂の中を行き、金砂を船に汲み入れたことによって富貴となつたとされる。さらに道空はその財貨を投じて客人社を修造したとされている。
- ここでは、道空は貧しく漁業を営んでいたが、厳島神社を崇敬したことによって神の恩寵を得て富貴となり、客人社を修造したとされる。一方、津久根島の「石碑」または墓に関する言及はまったくない。

### 【3】「国都志御用ニ付下調べ書き出帳 五日市村」文政2年（1819）『五日市町誌 資料』240頁 一、人名

当村海老山麓ゆふたに往古道空・道昌と云夫婦有り。漁業をなして厳島明神を崇敬し、毎日御前調進の魚を捧ぐ。有る時、蓬萊浮て金砂を汲み、富貴に成る。厳島客人社も此人之修造之由、厳島道芝記に委（くわ）し。右式人之木像、今尚塩屋明神社に相殿す。墓所抓（つくね）島に有り。いつ頃か、海中に沈み、臺石斗（ばか）り残りにけるを、近年井口村漁人石塔を再興す。

- 「国都志御用ニ付下調べ書き出帳」は、広島藩が『芸藩通志』編纂のための基礎資料として、雛形（書式）を示して、領内の村々から差し出させたものである。文政2~3年（1819~20）に提出された。各村に控が伝えられていることがある。五日市村のものは『五日市町誌 資料』に収録されている。
- 五日市村の「書き出帳」では、道空については、ほぼそのまま「厳島道芝記」の記述を踏襲している。ただし、道空の墓所が抓島（津久根島）にあることを、近世の地誌類のなかで初めて記している。さらに、それが海中に沈んで台石だけ残っていたのを、「近年」井口村の漁民が「石塔」を再興したことも記している。

### 【4】『芸藩通志』文政8年（1825） 第2巻 811頁（1981年、国書刊行会、復刻版）

湯蓋道空墓 津久根島にあり。墓石、往年海中に崩れ落しが、其後漁人魚を獲ざりければ、重て修といふ。道空は五日市の人にて、漁を業とす。初め家甚貧く、後大に富栄て、厳島客人殿を修造す。妻も後剃髪して、道昌と称す。夫婦の木像、塩屋明神社に併せ祭る。厳島道芝記にも、此ことを載す。或曰、道空は五日市塩田開発の人なりといふ。

- 『芸藩通志』巻49~55には佐伯郡に関する記述がある。巻55の「墳墓」の項に「湯蓋道空墓」の記事がある。五日市村の書き出帳【3】に拠って、道空の墓が津久根島にあり、墓石が海中に崩れ落ちた後、魚がとれなくなったため、修復したとしている。津久根島の道空の墓と漁業との関係について言及していることが注目される。
- 道空と厳島神社・塩屋神社との関係については「厳島道芝記」の記述を踏襲するが、道空は「五日市塩田（海老塩浜）開発の人」であるという説を紹介していることも注目される。

### 【5】『厳島団会』巻4 天保13年（1842）刊行 『宮島町史 地誌紀行編』749・750頁

抓島 厳島より広島へ渡海の中途にあり。周囲三町。

俗伝に云、三女神茅抓を投じたまひけるが島となれるなりと。島上に湯蓋道空の墓あり。道空は佐伯郡五日市海老山の卒に夫婦すみて、その身貧しく漁を業となしけるに、厳島大明神を信仰し、造次顛沛におこたらず念じ奉り、毎日神供の魚を捧げし誠実の志を感じたまひけるにや。或時島の沖に蓬萊浮出て、道空が舟金の砂の中をゆくが如くなりしをあやしく思ひて、その砂を船に汲み入りより家栄えたのもしき身とぞなりにける。湯蓋を苗字にせることは、家の傍より温湯湧出せしによれりとぞ。いつの頃にか客人宮破壊せしに、道空一世の金銀を以て修造し奉りしとぞ。今道空夫婦の像、五日市塩屋大明神の社内にあり。

- 『厳島団会』（別称『厳島名所団会』『芸州厳島団会』）10巻は、前5巻で厳島神社や仏寺・名所の図をあげて説明し、後5巻は宝物の図に詳細な解説を記している。
- 巻4末尾に抓島に関する記述と「湯蓋道空の故事」の図がある。ルビは原文のままとした。
- 『厳島団会』の抓島に関する記事は、基本的には「厳島道芝記」の「塩屋大明神」に関する記述を踏襲している。

### ■ 地誌類から見た「道空・長者」伝説

- 近世の地誌類を年代順に見ると、【1】寛文3年（1663）「芸備国郡志」では「豪農」とされていた道空が、【2】元禄15年（1702）『厳島道芝記』以降は貧しい漁民と説明され、厳島神社を崇敬したことによってその恩寵を得て富貴となり、その財貨で厳島神社の客人社を修造したとされるようになる。
- 津久根島については、【1】『芸備国郡志』では宮島の人が建てた「石碑」とされていたが、【3】文政2年（1819）「国都志御用ニ付下調べ書き出帳」では道空の墓とされている。誰が建てた墓かは記されていないが、墓石が海中に崩れたあと魚が獲れなくなったため、井口村の漁民が再興したとされ、漁業（漁民）とのつながりが強調されるようになる。一方で道空の息子道裕の「あまんじやく伝説」は【1】～【5】の地誌類には一切登場しない。

### 2 「あまんじやく」伝説の登場

#### ■ 「あまんじやく」伝説と「秋長夜話」

- 「あまんじやく」伝説が近世の文献に初めて登場するのは、【6】香川南浜「秋夜長話」（あきのよながばなし）である。著者の香川南浜（1734~1792）は、広島の書肆の家に生まれ、幼時より学問を好み、和漢の群書に通じ、のちに抜擢されて広島藩の学問所の儒官となった。南浜は、日本の儒学者の中でも、後代の注釈によらず原典を研究して孔子・孟子の真意を明らかにしようとする古学派（山鹿素行・伊藤仁斎・荻生徂徠など）の流れに属する。
- 「秋長夜話」の成立は、『広島県史 近世資料編VI』の解題によれば、天明初年（1781）頃とされている。全巻を通じて広島城下や厳島、安芸南部の方言・風俗習慣・信仰・行事、地名や史蹟、歴史上の人物などについて、該博な知識を基として、原典を引用するなどして論証し、

私見を述べている、とされている。

- ・ 次に「あまんじやく」伝説に関する部分を、『広島県史 近世資料編VI』より引用する。引用にあたっては、句点(。)と濁点を施し、漢文の部分は読み下し文に改め、発言や引用箇所には「」『』を付した。

#### 【6】『秋長夜話』

『広島県史 近世資料編VI』390~391頁

搏（ツクネ）島に墓あり。伝へいふ、昔五日市わたりに人あり。常に父の言に違ふ。父死に臨て地方（じかた）の山に葬らん事を欲す。其子に遺命して「我死せば必搏島に葬れ」といふ。既に死す。其子泣曰、「我終身父の命に違ふ、臨終の一言違ふべからず」。遂に搏島に葬る。予「酉陽雜俎」を読むに曰く、「昆明池中に塚あり。俗に渾子と号す。相伝ふ、昔居民子に渾子と名づくる者有り。常に父の語に違ふ。若し東といへば則西す。若し水といへば、則火をす。病て且（まさ）に死せんとす。陵屯処に葬らんことを欲す。矯（いつわ）りて謂て曰く、「我死せば必ず水中に葬れ」、死するに及び渾泣きて曰く、「我今日父命に更に違ふべからず」、遂に此に葬る。盛弘之が「荊州記」に曰く、「一女陰県娘子に嫁す。家賞万金、少より長に及ぶまで父の言に従わず。死に臨みて意は山上に葬られんことを欲す。子の従わざらんことを恐れて、乃（すなわち）言く、「必ず我を渚の下磧上に葬れ」、娘子曰く、「我由来父の教えを聽かず、今當（まさ）に此の一言に従うべし」、遂に尽く家財を散じて石塚を作り、土を以て之に繞す。遂に一洲を成す。疑らくハ此事を謬（あやまり）伝えたるなるべし。又異域同譚の事なきにしもあらず。

- ・ 「秋長夜話」では、「昔五日市わたりに人あり」とするだけで固有名詞は記さない。香川南浜は別の話題で何度も「嚴島道芝記」に言及しているが、「嚴島道芝記、附会（こじつけること）の事ども多きが中に…」などと批判的に引用している。湯蓋道空という人名に触れないのは、そのような人物の実在を信じていないからであろう。
- ・ 搏島（津久根島）の墓については、「伝へ云」として「あまんじやく伝説」を紹介した後、中国の古典を引用している。
- ・ 「酉陽雜俎」（ゆうようざっそ）は、中国唐代末の段成式（803?～863）の異聞雑記集であるという。昆明池の中に塚（墓）がある。俗に「渾子」と呼んでいる。昔の住民が子に「渾子」と名付けた。常に父の言うことに従わない。もし父が東といえば西、もし水といえば火という具合だ。父は病気となって臨終を迎えた。父は小高いところに葬ってほしかったので、偽って子に言った。「私が死んだら必ず水中に葬れ」と。父が亡くなり、渾子は泣きながら言った。「私は今日父の命令に背くわけにはいかない」。子は父を池の中の墓に葬った。
- ・ 盛弘之「荊州記」は中国南北朝時代の宋（420～479）の荊州（現在の湖北省付近）の地理・歴史に関する書物らしい。娘子の家は資産が豊かであった。娘子は幼いころから大人になるまで父の言うことに従わなかった。父は臨終となって、心の中では山の上に葬ってほしいと思ったが、子は父の言うことに従わないと思って言った。「私を水際の石の上に葬れ」と。娘子は言った。「私はいつも父の教えを聽かなかつた。今まさに父の言うことに従わなければならない」と。家財を尽くして石の墓を作り、その周りに土をめぐらして水に囲まれた洲を作った。
- ・ 両書に記されている内容は、「あまんじやく伝説」そのものである。香川南浜は津久根島の墓に関する言い伝えを、中国の古い書物の内容が誤り伝えられたものかと疑いつつ、「異域同譚」=異なる地域で同じような話が伝わることも、ないわけではないとしている。
- ・ ここで確認すべきことは、「あまんじやく伝説」が、天明初年（1781）頃、広島城下の知識人である香川南浜の耳に入るほどこの地域に流布していたという事実である。その一方で、江戸

時代の地誌類が共通して「あまんじやく伝説」に一言も触れないのはなぜだろうか。

- ・ おそらく「道空・長者伝説」と「あまんじやく伝説」は、まだ別々の伝説と考えられていて、地誌類の編さん者が注目したのは、嚴島神社とのかかわりにおいて「道空・長者伝説」の方だったのだろう。
- ・ その後、「あまんじやく」は湯蓋道空の息子の道裕であるとして、別々のものであった「道空・長者伝説」と「あまんじやく伝説」が合体されたのではないだろうか？

#### ■ 湯蓋道空は実在の人物か

- ・ 湯蓋家の系図が、【8】都築要氏『新広島城下町』（広島郷土史研究会、1974年）253頁と【7】『佐方の昔話と思ひ出の散歩道』（佐方地区町内会連絡協議会他、2001年）39頁に紹介されている。別々の家（草津の湯蓋家、佐方の長家）に伝えられたものだが、内容は同じようである。
- ・ 系図は道空を【7】「伝云、新中納言平知盛之後也」（平清盛四男知盛の後胤）とするが、信じがたい。「旧記云」以下の内容は、「嚴島道芝記」と同じであるが、嚴島客人社の社壇再興を「後花園帝御宇永享二年」（1430）と特定する点が地誌類とは異なる。
- ・ 永享年間の社殿造営・遷宮については、永享5年（1433）の客人社棟札写（大願寺文書317）【9】、永享8年（1436）の嚴島神主藤原親藤から依頼された「山代庄宇佐山材木」の河関通過許可（嚴島野坂文書1813）【10】などがあり、この時期に社殿造営が行われたことは事実であるが、その資金が一個人から提供されたとするのは疑わしい。「野坂新之丞所藏旧記」【13】に「客人宮」が「湯蓋入道道空寄進ニテ再建立」とする記事が見られるが、これは地誌類を引用したものと考えられる。
- ・ 系図【8】は戦国時代末（天正年間）の知治から江戸時代の知直・知量・知頼…と続く。知頼（貞享元年：1684年没）は海老塩浜を築造のころ、庄屋の役を代々務めたという。「芸藩通志」【4】の記事と関連がありそうだ。江戸時代の湯蓋家が、五日市の有力者として活動していたことは確かである。ただし江戸時代以前の湯蓋道空・道昌夫妻や息子の道裕については、その実在を確かめることはできない。

#### ■ 湯蓋道空の墓

- ・ 【11】及川儀右衛門『芸備今昔話』（一誠社、1934年）260~261頁の「湯蓋道空」は、『五日市町誌』（1931年発行）の記述を引用した後、津久根島の山頂に道空の墓があるとしている。
  - ・ 南面した碑の正面には「湯蓋道空墓」、向かって右側に「天保十三年次壬寅秋日再興」を2行で刻し、左側に「湯蓋源蔵、毛保長蔵、安部彦助、一類中」と4行で刻んでいる。島の東側に一基の石灯籠があり、「五日市町 湯蓋清助」とあるという。その子孫は今も五日市町に住み、累代の墓が最広寺（五日市3丁目）にあるとしている。
  - ・ 天保13年（1842）という年代から考えて、【3】「国郡志御用ニ付下調べ書き出帳」に記されている井口村の漁民が再興した石碑が再び崩れて、再々興されたものであろう。
- ※ デジタル版『日本人名大辞典』によれば、及川儀右衛門（1892～1974）は大正・昭和の歴史学者で、母校の広島高等師範学校教授となり、戦後は郷里の盛岡短期大学（現在の岩手県立大学盛岡短期大学部）の教授を務めた。『毛利元就』（1942年、復刻版・マツノ書店、1996年）、及川大溪『広島の心学』（国書刊行会、1974年）などの著作のほか、福岡県、広島県、東北地方の民話に関する著作もある。
- ・ 都築要『新広島城下町』（広島郷土史研究会、1984年）巻頭写真130頁【12】に、湯蓋道空の墓の写真が掲載されている。この墓が現在も津久根島の山頂にあるようだ。

### 3 海に生きる人々の暮らし

#### ■ 海人と海郷

- 古代においては、海を生活の場とする人々は「海人」(あま)と呼ばれ、彼らが暮らす地域は「海部(あま)郡」、「海部郷」という郡郷名が付けられた。安芸国では佐伯郡に「海(あま)郷」、安芸郡に「安満(あま)郷」がある。
- 佐伯郡の「海郷」は能美島(江田島市)、安芸郡の「安満郷」は呉市沿岸部から倉橋島(呉市)・江田島(江田島市)と推定されている。広島湾の島しょ部とほぼ完全に重なる。
- 古代の海人の生業は、おもに漁業、製塩業、運輸業であった。『延喜式』によれば、安芸国が貢納する中男作物(ちゅうなんさくもつ。17歳から20歳の男子に課した租税)には「比志古鰯」(ひしこいわし。カタクチイワシ)が含まれていた。広島湾で獲られたものであろう。
- 同じく『延喜式』によれば、安芸国から貢納する調・庸には塩が含まれていた。古代・中世の製塩方法は、砂浜を平らにして、潮が引いた後、塩分が付着した乾いた砂を集めて、その上から海水をかけて濃度の高い塩水を取り、それを窯で煮沸して塩を得る。広島湾の沿岸・島しょ部は安芸国の製塩地帯であった。

### ■ 海の塩と山の薪

- 塩水の煮沸には大量の燃料(薪)が必要になる。島内の山林では供給が追いつかない場合、本土側から薪を船で島しょ部に輸送する。その船を「薪船」と呼んでいた。
- 鎌倉時代の仁治3年(1242)頃、安摩庄衣多島(江田島)荘官である中権守(なかごんのかみ)紀為宗が、宮内庄住人の俊士次郎・俊士三郎兄弟に殺害されるという事件が起こっている(卷子本巣島文書68~71)。中権守書状の中に「薪船」という言葉が見える(野坂文書128)。【14】
- 一方、巣島合戦の半年前、天文24年(1555)3月、陶方の江良房栄が警固船140~15艘を率いて広島湾に攻め寄せ、「佐東」(太田川河口)に入ろうとした「塙舟」2~3艘を海上で捕獲した(「房顕覚書」)。【15】この「塙舟」は島しょ部の塙浜で生産された塙を本土側に輸送する船であろう。
- 「薪船」と「塙舟」は実は同じ船で、本土から薪を島しょ部に運んだ帰りに、塙を本土に運ぶのである。海人は水子(かこ)・梶取(かんどり)として船を操り、運輸や流通にも従事した。
- 廿日市には塙之座があり、江戸時代には廿日市の町の中心部に「塙之座町」という町名があった(江戸時代前期の町絵図)。【16】永禄4年(1561)巣島神社の大鳥居が毛利元就・隆元父子によって造営された際、「廿日市塙の座新左衛門」が1貫文を寄付している(大願寺文書315)。新左衛門は塙の座の「長」(おさ)とか「司」(つかさ)と呼ばれる有力商人であったと考えられる。天正2年の廻廊一間棟札には塙屋与三左衛門の名も見える(大願寺文書318)。【17】

### ■ 海に生きる人々と巣島・津久根島

- 神社では神に供える供物として魚類が必要とされ、巣島神社でも広島湾の沿岸・島しょ部の漁民から供えられた多くの魚が社頭にあったことが、中世の説話集「沙石集」に記されている。
- 漁民にとって巣島神社は海上安全の守護神であり、島内の胡子(恵比須)神社は大漁をもたらす神様でもあった。道空長者伝説は、広島湾沿岸の漁民の巣島神社に対する信仰の中から生まれたものであろう。
- いわゆる「あまんじやく伝説」は、湯蓋道空の息子・道裕を「あまんじやく」とすることによって道空長者伝説と「あまんじやく」伝説を合体させることによって生まれた。成立の記事は案外遅く、明治以降ではないかと思われる。

1574 【17】

一廻廊二間棟札  
廿日市塙屋与三左衛門尉  
天正二年十二月吉日

△大願寺文書三一八

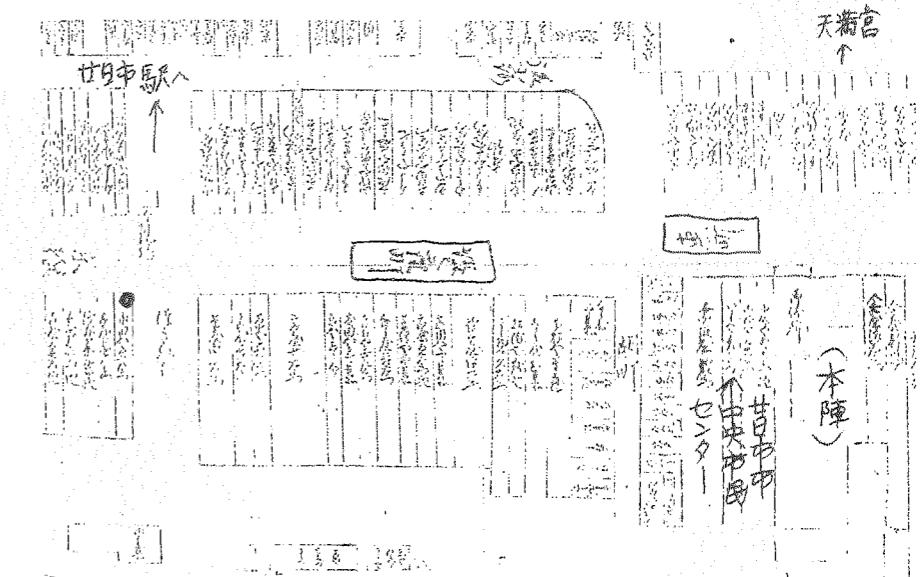
1555 【15】

「房顕覚書」  
丁ノ年戊午暮ノ歲ニ明レ、  
警固四五十艘にて細々當鷲ヘカクル、斯處ニ江良丹後守、  
佐東入ロ塙舟ヲ二三艘浮取ニトリテ返リ  
江レ、  
株ニ當鷲ヘ押懸ル、其砌參詣ノ衆共ニ、先年ノカマカリ多賀谷カ時ノ古物語共申聞せし  
(安南郡)  
處ニ、江良か舟ヨリ一人海底ニ飛入ル、坊州警固舟矢カ、リニ無ケレハ、兩方矢ノ一モ  
射チカヘス、其艦敵舟下向ス、去程成何儀共哉覽、明十六日弘中隆兼ヘ陶尾張守被頼、  
江良カ成敗アリ、神領衆江良丹後守無ケレハ、寄親ヲ失手特惡ケレ共、小方大竹ニ在け

逐晝上  
此御文ハ周防俊士か川井左殿進新船持して上候便ニ付て進上仕候也、  
兼又野坂境内田二月少々打開申候也、尙々開發仕候はやと存候也、謹言、

一二八 中権守書状へ野坂文書

〔第十三年〕弘治元年  
〔佐伯郡〕  
〔野坂境内田〕  
〔御文切封〕



図说-30 塙之座町周辺 (江戸时代前期)

(資料編Ⅱ付録絵図①より)

【16】 <『廿日市町史 通史編(上)』424頁>

1683

津久祢嶋の石碑 宮島の海表に在り。伝え言う、古え佐西郡の海浜に一旦温泉湧出す。此の処を号して湯蓋と称す。此の近隣に豪農有り。道空と名づく。今の宮島客の宮、昔年頽敗す。雨漏り露湿す。道空資を捨て以て之を改善す。死後宮島の人石碑を建て以て之を祭ると云々。道空没して後、温泉も亦枯竭す。

抓島 （嚴島より廣島へ渡海の中途にあり。周廻三町。）

嚴島道芝記卷才二 宮島町史 地誌紀行編I

## 塩屋太明神

御社 拜殿

社人

佐伯郡五日市、塩濱に勧請なり。後の山を海老山といふ。御祭一札九月十八日也。相殿に湯蓋道空夫婦を祭れり。道空といへるハ、いにしへ此海老山の麓に夫婦すみて、其身まつし。漁を業なして世をいとなみけるに、嚴島太明神を崇敬し奉り、身をつゝしみ造次にも顛沛にも念せせずと云事なし。毎日御前調進の魚を捧ぐ。其誠の至れるや、或時彼嶋の沖に、蓬萊浮て道空が船、金の砂の中をゆく。あやしみ思ひて彼砂を船に汲入しより、富貴に成この所の長たりしとかや。屋の傍に温湯涌出しより湯蓋の名あり。いつの比にや客人宮、太明神造當せし時、彼夫婦の像を山上の木の間より守出し、里人ども唯此一所の地主と云て、明神の相殿とし、其名かくもじらざりしに、いつとなく其人の像なりと世人皆知りける也。時移り時至りて、今相殿にせし事ハ、唯里人のちからにてハあらすとこそおほゆれ。

國部志御用ニ付下調書出帳（文政二年）

## 一、人名

当村海老山麓ゆふたニ往古道空道昌と云夫婦有漁業ヲなし  
て嚴島明神ヲ崇敬し毎日御前調進ノ魚ヲ捧有ル時蓬来浮テ

金砂ヲ汲富貴ニ成嚴島客人社モ此人之修造之由嚴島道芝記  
に委シ右武人之木像今尚塩屋明神社ニ相殿ス墓所者抓嶋ニ  
有いつ之頃か海中ニ沈臺石斗リ残リにけるを近年井口村漁

人石塔ヲ再建ス

藝藻通志卷五十五  
【4】

【3】

1819

1825

湯蓋道空墓 津久禰島にあり、墓石、往年海中に崩れ落  
しが、其後漁人魚を獲ざりければ、重て修といふ、道空は五日市の人にて、漁を業とす、初め家甚貧く、後大に富榮て、嚴島客人殿を修造す、妻も後剃髪して、道昌と稱す、夫婦の木像、鹽屋明神社に併せ祭る、嚴島道芝記にも、此ことを載す、或云、道空は五日市、鹽田開發の人ならといふ。

1842

抓島 （嚴島より廣島へ渡海の中途にあり。周廻三町。）

俗傳に云、三女神苧抓を投じたまひたるが島となれるなりと。島上に湯蓋道空の墓あり。道空ハ佐伯郡五日市海老山の麓に夫婦すみて、その身貧しく漁を業となしけるに、嚴島太明神を信仰し、造次顛沛におこたらず念し奉り、毎日神供の魚を捧げし誠實の志を感じたまひけるにや。或時島の沖に蓬萊浮出て、道空が舟金の砂の中をゆくか如くなりしをあやしく思ひて、その砂を船上に汲入しより家栄えたのもしき身とぞなりにける。湯蓋を苗字になせるごとハ、家の傍より温湯湧出せしによれりとぞ。いつの頃にか客人宮破壊せしに、道空一世の金銀を以て修造し奉りしとぞ。今道空夫婦の像五日市塩屋太明神の社内にあり。

○搏島に墓あり、伝へいふ、昔五日市わたりに人あり、常に父の言に違ふ、父死に臨て地方の山に葬らん事を欲す、其子に遺命して我死せば必搏島に葬れといふ、既に死す、其子泣曰、我終身父の命に違ふ、臨終の一言違ふへからず、遂に搏島に葬る、予酉陽雜俎を讀に曰、昆明池中有塚、俗号ニ渾子ハ、相伝、昔居民有子名ニ渾子ト者、常違ニ父語、若東則西、若水則火、病且レ死、欲レ葬ニ於陵屯處、矯謂曰、我死必葬ニ於水中、及レ死渾泣曰、我今日不可ニ更違ニ父命、遂葬ニ於此、盛弘之荊州記曰、一女嫁ニ陰県恨子一家貲万金自少及長不從父言、臨死意欲葬ニ山上、恐子不從、乃言必葬我於渚下磧上、恨子曰、我由來不聽父教、今當從此一語、遂尽散家財一作ニ石塚以土繞之、遂成一洲、疑らくハ此事を謬、伝たるな

るへし、又異域同譚の事なきにしもあらず



香川南淡「秋長夜詠」

【6】

1781頃

1819

○搏島に墓あり、伝へいふ、昔五日市わたりに人あり、常に父の言に違ふ、父死に臨て地方の山に葬らん事を欲す、其子に遺命して我死せば必搏島に葬れといふ、既に死す、其子泣曰、我終身父の命に違ふ、臨終の一言違ふへからず、遂に搏島に葬る、予酉陽雜俎を讀に曰、昆明池中有塚、俗号ニ渾子ハ、相伝、昔居民有子名ニ渾子ト者、常違ニ父語、若東則西、若水則火、病且レ死、欲レ葬ニ於陵屯處、矯謂曰、我死必葬ニ於水中、及レ死渾泣曰、我今日不可ニ更違ニ父命、遂葬ニ於此、盛弘之荊州記曰、一女嫁ニ陰県恨子一家貲万金自少及長不從父言、臨死意欲葬ニ山上、恐子不從、乃言必葬我於渚下磧上、恨子曰、我由來不聽父教、今當從此一語、遂尽散家財一作ニ石塚以土繞之、遂成一洲、疑らくハ此事を謬、伝たるな

